

令和4年3月8日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年3月8日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員（なし）

事務局出席職員氏名

事務局次長 吉田 圭子

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 おはようございます。定刻前ですけれども、皆さんそろっているので、総務教育常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

調査事件、契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理についてのうち、契約事務についてを議題といたします。

今回の委員会においては、随意契約ガイドライン及び契約規則等の問題点の洗い出しを行うということを、令和4年2月4日に開催した本委員会で確認しております。この間のあれでは、一応重要なこととしてガイドライン、それから契約の規則、公告から入札までの期間、契約方法、チェック体制について、大きなところで問題は出ておりますが、皆さんで今日は洗い出しをするということになっておりました。一人一人、その結果について、発言をお願いします。まずはどなたか。

その前に、この災害復旧における入札契約方法の適用ガイドラインというのを、志賀さんから出してほしいという要望があったようなんですが、これちょっと説明をお願いしますか。どういう趣旨なのか。（「マイクお願いします」の声あり）

○志賀委員 災害の復興に当たる国土交通省が出したもので、主に契約の方法についていろいろ詳しく書いてあります。一番の問題点は、結局、塩竈市がこういった方式に基づいて、実際にやっていなかったというところに問題があって、ただ、この法律用語を読み解いていくのに、なかなか難しい面があるんですね。だから、結局、そこをより我々議員は簡単に理解できるような、契約内容に沿った形での契約をしてもらうということが、非常に大事なのかなというふうに思っています。ただ、契約がどういうものがあるのかということを知らないと、その辺の議論もできないのかなと思って、今回こういうものがあるよということで、参考資料として出させていただきました。それで、皆さんで熟読していただいて、こういうものがあるんだというところをひとつ認識していただければなと思います。

それから、もう一つのは、平成19年に出てるんですけれども、随意契約の適正化の一層の推進についてというところで、こういう国からのあれも出ています。随意契約については、やはりちゃんとガイドラインをしっかりと決めて適用することというところが、その頃からずっと問題になっているわけで、その辺を末端の自治体が拡大解釈して、ちゃんと適当にならないよというようにということも書いてあって、その辺の設定がなかなかできていないだろう

というふうに思います。それがなぜできないのかというと、さっき言ったように、やはり我々議員サイドが、そういう法律を熟知してないがために、チェックできない状態のまま、結局議会で承認しているというようなどころも多々あるんだろうなというふうには、私はこの10年間の反省で感じているわけですが、ですからやはり我々議員がこういった契約に対する考え方というものをやはり知った上で、塩竈市の契約の実態というものを考察していかないと駄目なんだろうなというところで、意見出すほうも出してるほうを全く100%信用して、ああ、いいわ、いいわとやっていると、後で大きな問題が起きることもあるという、ほかの例を見てね、それを鑑みて、こういったことをしっかりととどめておいて、それでできれば総務教育常任委員会で、やはり継続的にこういった勉強会も続けていくことが必要なのではないのかなというふうに思って、この資料を提出させていただきました。

○鎌田委員長 ありがとうございます。

では、問題点について審議していきたいと思いますが、意見をお一人お一人述べていただきたいなと思います。

この間は、先ほど言ったとおり、では、志賀委員。

○志賀委員 委員会をやって、いろいろ話はするわけですが、結局その委員会の議事録というのが何も出てこないんですね。例えば、箇条書きでもいいから、こういうことが決まったよぐらいのことを終わった後に出してもらえれば、そうした問題点を各人が強く認識できると思うんですけども、その会議の場でざあっと聞いていけば、結局それで過ぎちゃってしまうし、だから、そこを何かお願いしたいなと、ちょっと遅きに失したんですけども、今日これからでも。

これからまだしばらく続くと思いますので、簡単な議事録を各委員に、決まったこととか問題点、そういったのはこれよとかいうようなことを、配ってもらうような形にしようと思いたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 議事録については取っていると思いますね、確か。ただ、皆さんに配付はしてないという、委員会についてはそうだと思うんですが、その辺どうですか。

○石垣議事調査係長 こちら議事調査係から、その点についてご説明をさせていただきます。

まず、委員会につきましては、会議録はこちらは作成しております。作成方法につきましては、皆様、マイクをご利用くださいとお願いしておりますが、これは今録音をしております、その録音を委託先の会議録の作成業者に作成いただきまして、そちら上がってきたもの

は校正をして、あと我々でもう一度見直しをして完成させるという状況になっています。こちらの会議録につきましては、完成までおおむね1か月から2か月ぐらいを要しておりますが、できているものについては、こちらは印刷をして皆様のお手元にお配りすることは可能でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鎌田委員長 その前に、いろいろ細かな文章そのままの議事録ですよ、それはね。（「はい」の声あり）じゃなくて、それではちょっと見づらいので、簡単な話が要約ですね。いわゆるこういうことが審議されて、こういう発言があったとか、こういうふうに決まったぐらいの簡単なあれを作っていくと、多分分かりやすいと思うんですが、そういうことは可能ですか。

○石垣議事調査係長 そちらにつきましては正副委員長と相談をしながら、概要版を作ってお手元にお配りすることは可能と考えております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 じゃあ、以後そういう形で……。

○志賀委員 結局、さっき委員長がメモを見て言いましたよね。これについて出してください、そういうのを書いたやつを我々もらえると、これはやらなきゃないんだと思いきこせる。こうやって聞いてて、何だったかなとなつて忘れちゃうと残念だから、そういうこともあるので、できるだけそういうことをさせていただけると、次回までの宿題が明確になって、宿題を忘れることもないようにしたいと思います。

○鎌田委員長 箇条書き程度でいいですね。

○志賀委員 そうそうそう。

○鎌田委員長 そういうことで、今後やっていきましょう。よろしいですか。

では、本来の問題点の抽出について発言ございますか。小高委員。

○小高委員 お疲れさまです。前回2月4日の中で、今回これをやりましょうということでお話があった中で、大体その中で、その以前もそうなんですが、大体この辺が問題あるんじゃないかと幾つか挙げられていたように思います。その中で、ちょっと時間がたってしまったので、まだまとまってはいないんですが、少なくとも契約書の概要と、あと随意契約ガイドライン等々について、その中で問題点というか、どういうふうに考えたらいいかというあたりで、ちらちらと読んだ限りということにはなるんですけども、一つには契約書の概要なんかを見ますと、塩竈市契約規則の中で、例えば第2条のところに入札期日の前日から起算

して、少なくとも10日前に事実を報告しなければならないと。あるいは、急を要する場合は5日まで短縮することができるというような規定になっていると。これが、この期日が適正なものかどうかというのは、いろいろ検証が必要かなと思うんですけども、少なくともたくさん業者さんが、こういうふうな公告が出てるんだなというのが把握できないという意見もこれまでありましたので、少なくともこういった日程というものは適正なのかどうかというあたりは、ひとつ見直しする必要があるのかなという意見で、こういう形でいいですか。

○鎌田委員長 そうですね。ちょっと今、僕もちょっと聞き逃したんですけど、契約規則の第2条なんですね。それちょっと具体的にどこのところだったか。

○小高委員 以前頂いた資料の契約事務の概要について、別冊1と書かれているもの。

○鎌田委員長 別冊1、ああ、これですね。

○小高委員 その薄いやつの6ページ。

○鎌田委員長 これ、細かなやつだな。

○小高委員 別冊1と右上に記載がある。

○鎌田委員長 これね、薄いやつ。これの6ページ。別冊1ね。6ページ。

○小高委員 ここに契約規則が載っている、これが出ていると。

○鎌田委員長 2条ですね。市長は、一般競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、次の各号に挙げる事実を公告しなければならない。急を要するときは、5日まで短縮することができるというようなことも書いてありますね。これはあまりにも短いということですね。

○小高委員 ええ。ここに一つ訂正があって、ほぼ同時にやってるとか、あるいは、じゃあ、少なくとも10日前というふうになってますけれども、じゃあ実際にこれまで契約公告の中では、大体何日ぐらいにやっていたのかというあたりを、統計的な見方も必要なのかなと。あとは1番から8番まで、これを報告しなければいけないということになっていますが、これが妥当なものなのかどうかというあたりも今回見たほうがいいのかということなので、挙げさせていただきました。まだ、これがいいか悪いかというのはちょっと分からないんですが。

○鎌田委員長 これをどういうふうに改善するといいと思うの。そこまで、もう一つ一つ。

○小高委員 そこまで深くはあれなんですけれども、一つには10日というのが、あるいは5日というのが短いんじゃないかというあたりを出発点として、まず見てみてはどうかというのが一つです。

もう一つは、同じ資料の13ページのところなんですけど、第31条のところは監督員及び検査員ということでの規定があって、2行しかないところなんですけど、市長は契約の適正な履行を確保するため、あるいは、目的物の確認をするため、必要な監督及び監視員を置くものとする。実際、契約に当たっては、どういった監督員あるいは検査員が置かれて、適正な履行を確保するためにどのようなことをやっているのかというあたりをしっかりと明らかにした上で、それが可能なものなのかどうかというあたりも検証が必要なのかなということ、この資料に限った話ですけども、そのあたりをちょっと。

○鎌田委員長 そうすると、この監視員をちゃんと置いているのかということだね。

○小高委員 まあ、置いてないということはないと思うんですけども、どういった人たちがどういったプロセスを経てやっているんだというあたりを明らかにした上で、ではそれが妥当なのかということの調査が必要なのかなというふうに思ったということです。

○鎌田委員長 監督員と検査員ですね。

○志賀委員 実際、業者の人たちの話を聞くと、監督員というのは市の監督員なんですよ。それから検査員も市の検査員。というのは、監督員と検査員の間に入っているんだ。これがどうも明確になってないわけですね。監督員入れるのに、監督員募集して検査員が勝手に横暴に振る舞ったりしてるところが塩竈市ではあるみたいなので、やはりその辺の責任分担、職務分担というんですかね、その辺やはり明確にしておく必要があるのかな。特に検査員というのは、最終的に検査をする人、それから監督員は、中間で現場を監督している人ということになるわけですけども、ところが、検査員によっては監督員の話を受けない。

業者によると、監督員の意見を聞かないなんていう場面もあつたりするらしいですね。ですから、そういうところで対業者と対市という形にした場合に、どちらの場合も外部に対する責任体制、職務の明確化というものに意識を置いたほうがいいのかというふうに思います。

○鎌田委員長 そうすると、ここは監督、それから検査員を置くというふうになっていますが、役割を明確にしておくべきだということですよ。簡単に言えばね。

ほかありますか。

○志賀委員 例えば、今上げたテーマを大きくちゃんと取っておいて、それに絡むセクションの人を呼んで、現実はどういうふうに決めていったほうがベターなのかという話合いをしていかなきゃいけないんですよ。それを一つ一つ指摘していく必要がある。

○鎌田委員長 分かりました。その問題の今後の進め方については、今日摘出だけして、あとど

うしようかということを経最後に、進め方については話し合っていきたいと思ひます。じゃあ、ほかござひますか。菅原委員。

○菅原副委員長 それでは、私から、2月4日に行われた委員会の中で、これからの我々の市議会としてどう進んでいくかということをして洗い出しをするということで、今回テーマあるわけなんですけれども、まず最初に、やはり私も随意契約のガイドラインも見させていただきました。大変難しい内容であって、専門分野でないので、なかなか深くは理解しかねる部分もあるんですけれども、でも、ほかの議会を見ても、やはり同じような類いでガイドラインがされているということも確認させていただきました。また、塩竈市の契約取得後、これも一般的な当たり前の、議会より多少はニュアンスが違ふんですけれども、同じような類いでされているわけなんです。的を射ているものだと思うんですけれども、それで、今回、やはり目的として、新しい市長が2年前に発足して、それで今回新たに4月、これからの行政の組織見直しということも今回やられるわけなんですけれども、それで管財課の契約、ちょっとガイドラインからそれるんですけれども、その辺も含めて今回やろうとしています。

それから、入札監視委員会も入ってくるということで、これは本当に外部の監視委員会が設置されるわけなので、これはほかの自治体を見ても、なかなかやっているところはあまり少ないと思ひます。これは国とか県とかはもう100%やっているんですよ。しかしながら、市で行う入札監視委員会というのは、やはり7%か8%ぐらいの監視委員会をやっているところもあるんですけれども、それを今回塩竈市でやろうとするわけなんです。

なぜこういうことができたのかということ、やはりこの間の議案の中に入っていたんですけれども、契約の公平性とか確保、それから透明性の向上を図るということで、書いてあったわけなんです。それで公共事業の入札の適正化を促進するということで、書いてありました。それで、この入札監視委員会を設けるということで、これをまずは私は、これはあくまで私の意見なんですけれども、まずはこの委員会がどのように設置されて、どのような方法でやっていくかということを見極めて、我々の随意契約とか、それから契約規則ですか、どういうふうにしていったらいいのかというのが、そこから入っていくのかなという部分がある。今までは今までとして、いろいろな弊害があって、今回の委員会で規則を今回の閉会中審査ということでやろうとしているのは、やはり志賀委員さんが前回、その中でそこだけ2年前と、その前のあれで金額が違ふましたよというのは入ってきたわけなんですけれども、やはりあくまで過去であって、これからどうしていくのかという形で今回我々が勉強していく部

分だと思います。そこで、随意契約を見ても、どこまでも入っていかというのはちょっと私も分からないんですけども、公表という部分でやはり皆さんに伝えるという意味では、告示の部分も含めて、やはり透明性をつくるというのは必要じゃないかなというふうに私は思います。

あともう一つ、やはり契約で弊害になっているのが、やはり最低の予定額の部分かなと。これは誰でも見られるわけなので、それでちょっと弊害になっている部分があるのかなという部分と、それから例えば不正行為を行った場合に、懲罰化していくというのも、これも必要じゃないかなというのがあるわけなんです。それによって、やはりいろいろな業者さんもいるわけなんですけれども、そういうのをやはり防ぐことができるんじゃないかなというのがあります。ほかの自治体でも、談合とか、いろいろな部分でいっぱい事件があるわけなので、それを防ぐためにはどうしたらいいかということ考えた場合に、そういうものも必要じゃないかなという部分も、私の意見なんですけれども、あると思いますので、あとはこの地元の業者さんをいかに取り入れていくかというのは、参加できるようにしていくかというのがやはり必要じゃないかなということを、私なりにちょっと考えさせていただきましたので、お話しさせていただきました。

以上です。

○鎌田委員長 ありがとうございます。

じゃあ、そうすると、要約すれば今最初から、志賀さんの一般質問の中で、1年だか2年違う内容でも何千万と違うと、契約内容も。それについては、やはりその値段じゃないかと私は思うわけですよ。それから出発してきているんですが、私が提案させてもらった進め方をもうちょっと変えたほうがいいということなんですか。要約的には、私はそういうふうにとったんですが。その辺どうですか。菅原委員。

○菅原副委員長 ですから、この随意契約とか見る限りは、これは妥当性があるのかなという部分。補足はしなくちゃいけない部分もあるかなとは思いますが、それを直すとか、条例を改正するとかという部分になると、やはりほかの議会に持っていく。あと、当局に、今回こういうふうで我々がちょっとおかしいんじゃないかなというのは、やはり当局を呼んで、これを質疑とかということで対応してもらおうという形をまず組んで、おかしいところがあったら、当局から直すようにということで新しいものを多分、多分ですけれども、多分出てくるとは思うんですね。新しい体制になれば、こういう出てくるとは思うんですけど

も、それを見てからでも私はいんじゃないかなという部分があると思うんですけども、いかがでしょう。

○鎌田委員長 一応、我々がずっと今まで進んできたのは、そこで言った勉強会というか、内容を確認してきて、そして問題対応の洗い出しで、それを委員長報告として出して提案して、改善してもらおうという話になってきているわけですけども、そういう形で進めて駄目ですか。では、志賀委員。

○志賀委員 入札委員会は、どこまでも入札制度に対する委員会ですよ。我々が今議論にのけているのは、随意契約とか、そういったものに対しての契約内容の明確化ということ、今私は提案しているわけ。そこに契約者の、塩竈市の契約の規定に書いてない契約方法が裁判で出てきている、これはどうなんだという。全部最初、概算払いでよかったのが、確定契約でしたということになってくる。それと、単価契約だったのが総価契約だということになってくる。それって、本来おかしいわけですよ。だから、そういう契約方法というのをきちんと明示して、議会もそのとおりだというふうに認識して、そこから動かさないような状況が塩竈市ではないのかなというふうに思うわけですよ。そこで、それを防ぐためには、この前言ったように仕様書の中でそういったところをきちっと書くというの、一つの方法ではないんだろうかという、私、提案したわけですね。結局、塩竈市の契約内容にない契約の在り方が出てきちゃうから、何だと思ってしまうわけですけども、それで例えば確定契約と出てきたときには、これは前、産業建設常任委員会で重点分野雇用創出事業なんていう、委員会でやったわけですけども、それは確定契約だと、確定契約って何やと言ったんです。そういうことが出てくるわけです。出てきちゃった。だから、そういうことの逃げ道がないような契約をやっぱりちゃんと明確にしておくことによって、透明性が高まってきたんじゃないのかな。結局、詳しい人はこうやれば逃げ道があるんだという、こういうことを使っていて、我々議会のほうは、例えば重点分野雇用創出事業については、概算払いだという前提の下にずっと審議してたんですよ。ところが、裁判では確定契約だと、最初から金額が確定してるから、もう関係ないんだということになっちゃって、じゃ議会で議論したことは何なんだと。これはそうなんだよね。単価契約ですというふうに言って、人件費が当面休業だと、どうだこうだと一生懸命やっていたわけですよ。ところが、総価契約になって、総額の金額決まってるから、中身なんかどうでもいいんだとなっちゃったら、何の議論、何の意味もなさないですよということになるので、やはり議員さんたちが、この議会で議論するときに、

同じ感覚で契約内容というものを認識できる契約方法が、きちんと明示された方法が必要なのではないのかなと思うんですね。

国からの実施要綱とか必ず来るわけですよ。国の実施要綱は、重点分野については概算払いでやりなさいと書いてあるんです。それが確定契約なんて言って、最初から決まった金額なんだと言ってやっちまって、通る。じゃあ、国のそういった要綱を、塩竈市は無視して別の契約方法ができるのかと。やっぱりそれによってもめたときには、国の要綱を厳守するというようなことも、どこかに書いて、契約の条項の中に入れなければいけないのかなというようなところ、そういったところをちょっと議論していかなくちゃいけない。入札は入札のこれこれ、菅原委員おっしゃったように、地元優先とか、そういったのは今度、地元企業に対するポイント、それをアップすることによって、受注の条件というのが受注しやすくなるという、これはこれで大事なことだと思いますけれども、やはり一番は我々議会が議論するに当たって、契約内容が後で変更されてしまうというようなことが起きないように、規定が必要なのではないかなというふうに思っているんですね。

○鎌田委員長 ちょっと簡単な話が、要約すれば、契約の明確化ですね。それが必要だということですね。

○志賀委員 契約方式の明確化。

○鎌田委員長 契約方式。いろいろ意見出てるわけですが、あまり範囲を広げて、そっち行ったりこっち行ったりすると、いつまでも終わらないし、まずは先ほどの、前回決めた、今日問題点を挙げるということになっているので、まずそれに行きたいんですけどもね。問題点についてはどうですか。ほかございますか。土見委員。

○土見委員 前回、皆さんに資料を一つお渡ししたと思うんですけども、この内容とちょっと重複するんですが、契約方法の明確化と志賀さんおっしゃったんですけども、そのところで随意契約にする基準がちょっと曖昧だなというふうに思います。なので、ここにも書いてあるんですけども、随意契約にする際の基準というのを少し見直していったほうがいいなと思う。具体的には、別冊2のほうの随意契約ガイドラインの3ページあたりに書いてあるんですが、どうしても言葉で資料で配られると、これを基に随意契約していいかどうかというのは悩むところもあるので、この部分ですね、随意契約と判断する基準というのをもう少し明確にしたほうがいいなというところですよ。

あとは随意契約、一部かぶるのでいいんですけども、指名委員会ありますね。

○鎌田委員長 ちょっとそれね、一つ一つ整理していきたいと思います。先ほどの随意契約の明確化、基準。これについては資料どこだっけ。随意契約のこのガイドライン。

○土見委員 さきに随意契約ガイドラインの別冊2の3ページですね。

○鎌田委員長 別冊2の3ページ。ガイドラインの3ページね。

○土見委員 随意契約とはというところで内容が書いてあるんですけども。

○鎌田委員長 そこを確認してから進みましょう。留意すべき事項のこの部分ですか。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識、例外であることを認識するというのが書いてあるね。随意契約を行おうとするときは、次の要点に留意することが必要であると。この3項目書いてあるけれども、これでも明確化されてないと。

○土見委員 そうですね。あとは、その下のほうに書いてあるところ、必ずチェックと書いてある。

○鎌田委員長 下のほう、くくってある部分ですね。1つは、今までの前例で判断していないか。2つ目は、法令で随意契約が可能となっているか。3つ目、工夫しても競争入札ができないのかということですね。次が、競争入札をするよりも不利にならないかと。それから、排他的権利的なことが含まれていないかということかな。最後に、契約の相手として、その相手方を唯一、この人しかいないかという、この1者しかないかということですね。

これにのっってやってもらえば、明確化はされると思うんだけども。

○土見委員 そこを明確化されるか、これだけを読むと、でもそのとき明確な基準ってないんですよ。僕は努力したけれども、これは随意契約しかできないという、僕の思いがこれ面白くなりますという内容なので。

○鎌田委員長 先ほど志賀さんが出していただいた、この災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン、これの4ページには明確に書いてあるのね。ここね。随意契約について、随意契約とはこういうものだよという。こういったものだと私は思うんだけど、確かにそうだなという。これは災害時のどうのこうのと書いてあるけれども、災害時だけでない話ですね。そこに通じるところがあるので、いいものを出してもらったなというふうに思うんですけども。

○土見委員 ここのガイドラインに書いてあるのが、一種の訂正的な内容なんですね。しっかり判断するか。そこにただ明確な基準というのはないので、それをちゃんと実例を見ながら、このあたりするしかないかと、定量的なラインというのをつくっていかないといけないんだ

ろうなど。

○鎌田委員長 では、もうちょっと踏み込んだ明確化ですね。

○土見委員 そうですね。もうちょっと踏み込んだ明確化をしないと。

あとは、指名委員会とか、あとは見積徴収委員会など、それぞれ内部に委員会を持って、そこで随意契約の可能性を図ったりとか、相手を定めたりとか、設定したりとかとやるんですけども、この各委員会がちゃんと機能しているのかというのをもう一回見直したいなと思っています。

○鎌田委員長 委員会の会が機能しているのか。

○土見委員 そうですね。実際、教育の親子向けなんか見ると、時間もなかったから縦覧で今日は判こもらいましたと話したんですけども、それをやったら多分委員会って機能してないんですよ。1人が判こついたら、みんな判こついでいくだけなので。

○鎌田委員長 そうですね。その2点目はどうですか、今度は。次の項目、今から話そうとしていた。

○土見委員 今の話は、委員会の、委員会が機能しているかどうかというのが2点目。

○鎌田委員長 それが2点目になるわけですね。委員会がちゃんと、監視委員会だっけ、何だっけ……。

○土見委員 指名委員会、主に指名委員会ですね。

○鎌田委員長 指名委員会がちゃんと機能しているかと。

○土見委員 そうです。ほかにも見るとたくさんあるんですけども、取りあえず僕からは2点挙げさせていただきました。

○鎌田委員長 ほかがございますか。志賀委員。

○志賀委員 随意契約の一番の問題点というのは、議会が全くチェックできない中で、全てが進んでいるということなのね。というのは、130あるわけですよ。そうすると、その130以上の随意契約の130万円以上の。そうすると、なぜ随意契約したかという理由が、議会には全く示されないんですね。資料の中でも。たまたま見つけて、これを出していったときに出てくるだけ。そして、質問したときに、担当者が口頭で答えるだけ。だから、議会として中身の審議というのは全く今できない状況、簡単に言えばね。はっきり言うといけない状況の中で、予算審議、決算審議が行われているわけですよ。たまたま私は幾つか見つけた、結局、一つの例を言うと、ポンプ場の監視というのが3年間で240万円という予算が上がってきて、何で

クリーンセンターなんだと聞いたら、いや、ポンプ場から近いから。近いからというだけなの、いや、雨降ったときにすぐ来れるから。だけど、そのメーターを毎日見に行くんだというようなんだけれども、私はそのときそのときで作動を確認しながら、雨降ってないときも確認しながら、万が一のときにちゃんと確実に作動するための確認をするための業務なのかなと思ったら、ただ車のメーターみたく動く、それが動いたか動いてないか、ただ確認するだけだと。そんな確認のために何で委託が必要なんだと。大雨のときに、すぐ出てきてもらえるという。塩竈市内30分あれば、どこの現場だってそれはできるでしょうと。あとは水門がそこから見えるからとか。そんなくだらない理由で業者に仕事を回しているという実態が分かったわけね。そうでない限りなかなか、決算予算書を見てもなかなか分からない随意契約の中身なので、確かに契約の明確化というのも必要だけれども、例えば総務教育常任委員会の中で130項目の契約の中身をチェックする、議員がチェックするというくらいのことをしていかないと、なかなか件数が減っていかないのかなというふうにも感じるわけです。

○鎌田委員長 そうすると、随意契約、例として130件ぐらいあると。でも、その内容が議会では分からないと。議会でのチェック機構を設けるべきじゃないかということなんだね。ちょっと、今日、志賀さんから出してもらった、この災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン、これの38ページを皆さん見ていただきます。38ページとか40ページとか42ページ、44ページあたりかな。

これを見ると、例えば随意契約にした場合の理由づけをちゃんと明確に書くようになっているんだね。これは例だけど、実際使ったやつなんだね。どこだったか忘れたけれども。こういうひな形というか、できてるので、これなんかは参考になるかもしれないね。これが回ってくるといいわけですね。議会のほうに。

では、繰り返すと、議会で随意契約の内容がよく分からないと。チェック体制を持っているべきだと。（「チェックする体制をね。チェックできる方法を」の声あり）チェックできる体制づくりが必要だと。

ほかございますか。阿部さん、いかがです。

もう一つ、では、志賀さん。

○志賀委員 ずっとこの数年間見てきた随意契約が、やっぱりトップの意識なんです。トップがあれやれと言うと、下のほうは絶対言うこと聞かなきゃない。だけど、そこに細かい規定がないから、抜き打ちがあるということなんです。もうこういう規定があるので、それは

できませんよと職員がちゃんと断れるようなものをつくりつけないと、職員がか
わいそうなんです。悪いことに手を染めるんですね。そういうことを防ぎたいなと思
うん
ですね。

○鎌田委員長 そういうのはちょっと。どこに出てくるんだべな、そういうの。

○志賀委員 細かい規則をちゃんとつくることによって、やっぱり職員がちゃんと仕事を、職員
を守れるということにもつながっていく。

○鎌田委員長 一応この間もちょっと出たけど、判を下から押していくわけですよ。僕も工事関
係もよくやってたもんだから分かるけど、契約、自分が担当としてつくったんですね。それ
を係長やら課長に持って行って、判をもらって、そろえてずっと上がっていくわけです。課
長から部長とね。それで、大きな工事の場合は、そこに社長とか入ってくるんだべけど、そ
ういったことで判を押すことによって、その責任を明確化し、そこでもう決まってくる話だ
から、僕はこうだけど、大丈夫でないの。

そういう意見も出ました。ほかございますか。阿部委員、どうですか。

○阿部委員 皆様のご意見を今聞いておりますので、すみません。

○鎌田委員長 いろいろ今日出ましたね。ですから、この間の、みんなこれに全部含まれてくる
のかなと思いますね。ガイドラインと契約の内容の見直しですね。見直しというかチェック
ね。

それから、あとは、公告から入札までの期間が短いと。あとは契約方法について。確定契約
という話が出ましたけれども、その中の仕様書について、中身ですね。

それから、チェック体制ですか。これに全部含まれてくるのかなとは思いますが、いかが
でしょう。どういうふうこれをまとめていきたいと思いますか。

これを一目でも分かるように整理改正というのかな、すればもっと明確になるかな。どうで
すかね、まとめるの。

では、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど問題点をそれぞれ挙げていただきました。これについては委員長、副委員長、ちょ

つと事務局にもお手伝いいただいて、問題点を整理して、それに対する解決方法も列記し、整理をしたいと思いますが、皆さんご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 それを次の委員会で確認をしたいと思いますが、これについてもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

次の会合については、24日の午前中に開催したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それから、もう一つは、開催の方式については委員会として開催してよろしいですか。正規の委員会ということで。（「はい」の声あり）当局は呼びません。それでもよろしいですね。

ということで、（「宿題の提出日をちゃんと決めて。宿題、要するに問題点の提出、それぞれが箇条書きでもらうわけでしょう。それに対してのどうする、こうするというそれぞれのあれをまとめたものを委員長、副委員長に出されていくっちゃ。それで、それに基づいて委員会を開く。その資料を基に委員会を開くんでしょ」の声あり）

いや、今日皆さんの問題点は聞いて、このテープにも入ってるし、私もメモを取ってるし、議会事務局も取ってると思いますので、それを基に志賀委員から出された議事録という形で整理をして、報告をいたしたいと思います。いけますかね。（「今、お時間をいただければ、簡易的なものは作れます」の声あり）それを作って、その後24日に会議を開くという形になります。よろしいですか。（「俺が言ってるのは、24日に会議開くのに、それぞれの宿題についての、要するに今日の今の問題点提起に対しての解決策をそれぞれが考えてこないといけないわけでしょう」の声あり）

今、意見はいただいたんですが、そのほかにあるのであれば、その次の会合でいろいろ言ってもらって結構だと思いますが。いかがでしょう。

○土見委員 取りあえず、事務局も含めて作っていただく。（「志賀さんが言ってるのは、その箇条書きに対して、委員皆さんがおのおの、こうやったら解決できるんじゃないかというのを考えてきたのを、委員会に提出する期限はいつですかというのを聞いている」の声あり）

○鎌田委員長 当日でいいんじゃないの。その意見は。当日持ってきてもらえば、いいんじゃないですか。

○志賀委員 ちゃんと文章に書いたやつを資料として、それに基づいて話ししていかないと、また話まとまらないと思う。（「いつまでにもらえるかという話ですよ」の声あり）

ああ、今日の議事録をいつまでもらえるかということですか。（「簡易的なね」の声あり）

じゃあ分かりました。

じゃあ、ちょっともめてるようなので、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時05分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんから問題その他について、項目を挙げていただきました。対策も挙げていただきましたが、これについては委員長、副委員長で分かりやすくまとめたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

その資料を基に、24日午前10時から通常の委員会を開催をして審議していきたいと思いますが、よろしいですか。

それに問題点について皆さんが今日出されましたが、再度前日3時までに問題点、解決策について整理をいただき、提出をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で本委員会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二